Be a Teacher in KYOTO



第一次試験日
7/13(日)

第二次試験日
8/24(日)

京都の育を創る

看護師免許を持つ方を教員に

京都市教育委員会では、
教員免許不要、看護師免許のみで働ける
「医療的ケア担当教員」を募集しています。

出願期間 **令和7年4月1日(火)～6月16日(月)**

試験内容
論文・面接

試験会場
京都市総合教育センター

お申し込みは
こちらから

担当：京都市教育委員会事務局　総合育成支援課
TEL：075-352-2285

京都市教育委員会　医ケア教員

「医療的ケア担当教員」とは

看護師免許を有する方を対象に、総合支援学校等において医療的ケアを担うとともに、その安全な実施のための指導や支援等を通じて児童生徒の学びや育ちの充実に取り組んでいただく教員です。総合支援学校への配属を基本とします。

＼ 先輩教員からのメッセージ ／

受験をしようと思ったキッカケ

病院や障害者施設での勤務、学校看護師といった今までの経験を活かして、障害のある子どもの学校生活を支える一員になりたいと感じたためです。正規雇用で身分が安定しているのも魅力的でした。

普段はどんな仕事をしているか

主な業務は、学校内での教員・看護師への指導・支援、保護者からの相談対応、また主治医など医療機関との連絡調整、そして小・中学校への巡回などを行っています。

医療機関と学校と働く上での違い

治療目的ではなく、生活・教育の一環として医療的ケアを実施しているところに一番違いを感じます。

学校現場で働くやりがい・魅力

現在、京都市では100名を超える子どもたちが学校看護師等から医療的ケアを受けています。こうした子どもたちの成長を、年齢や学部を超えて継続的に見守れることです。

受験資格

(1) 昭和41年4月2日以降に生まれ（令和8年4月1日現在60歳未満）であり看護師免許（准看護師を除く）を有する方
※特別支援学校自立活動教諭免許状を有しない方および取得見込みのない方の受験も可能。

(2) 重症心身障害児の臨床経験（特別支援学校における看護師勤務経験も可）が3年以上ある方。
※勤務歴は、令和7年3月31日までを対象とします（休職期間を除く）。
非常勤については、週あたり20時間以上の期間は算定します。

(3) 地方公務員法第16条および学校教育法第9条の欠格条項に該当しない方

選考試験日

第1次試験 － **令和7年7月13日(日)** 論文試験 面接
第2次試験 － **令和7年8月24日(日)** 面接

その他・勤務条件など

給与 本市教員に準じた給与を支給（定期昇給あり、各種手当あり）

【参考例】短大（3年制）卒業後、病院等で常勤看護師として20年の職務経験を有する41歳の方が採用された場合の初任給：**約40万円**（諸手当含む）

※ 個人の職歴の内容・期間等に応じて変動しますので、あくまで目安としてください。

主な休暇・休業／福利厚生について

年次休暇	年20日、20日を限度に次年度へ繰越可 1時間単位から取得可
夏季特別休務	指定の期間内に5日間取得可
結婚休暇	連続して7日間（休日は含まない）まで取得可
病気休務	要勤務日75日又は病気休むの初日から起算して4箇月の長い方の期間まで取得可
介護休暇	親族の介護や世話をする場合、親族1人につき3箇月まで取得可

福利厚生	採用と同時に公立学校共済組合員となり、健康保険・厚生年金に加入するほか、給付事業、貸付事業、検診事業などが利用できます。 また、教職員互助組合にも加入することができます。

京都で先生になろう！
トータルナビサイト
勤務条件などについて詳細はこちら！
（京都市教員採用特設サイトの勤務条件・給料等のページへ遷移します）